

告 示

埼玉県告示第千百九十四号

測量計画機関である寄居町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

寄居町

二 作業種類

公共測量（一級・二級・三級基準点測量、基準点改算）

三 作業地域

大里郡寄居町全域

四 作業期間

令和五年九月二十六日から令和六年三月十四日まで